

平成29年度認定実技審査員資格取得講習会の受講資格要件について

平成29年度に認定実技審査員資格取得講習会が開催される予定となっており、平成29年度より下線部分の条項が追加又は変更され、適用されます。

認定実技審査実施要領総則

3. 認定実技審査員

3) 認定実技審査員資格取得講習会の受講資格は、下記のとおりとする。

①柔道整復実技審査員

すべての要件を満たさなければならない。

- a. 専科教員資格を有し、教育経験が7年以上の柔道整復師、又は柔道整復教育に携わる医師であること。
- b. 講道館柔道初段以上であること（医師は除く）。
- c. 養成施設長が推薦する者であること。
- d. 平成18年3月以降の免許取得者は、公益財団法人柔道整復研修試験財団の実施している柔道整復師卒後臨床研修修了者であること。*

②柔道実技審査員

すべての要件を満たさなければならない。

- a. 専科教員資格を有する柔道整復師、又は医師であること。
- b. 男性は講道館柔道五段以上、女性は講道館柔道四段以上であること。
- c. 養成施設長が推薦する者であること。
- d. 平成18年3月以降の免許取得者は、公益財団法人柔道整復研修試験財団の実施している柔道整復師卒後臨床研修修了者であること。*

※ 平成18年3月以降の免許取得者は認定実技審査員資格取得講習会受講までに、卒後臨床研修修了または、その相同資格（認定卒後臨床研修指導柔道整復師）を取得している必要があります。